

大船渡市告示第93号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を設置している者から変更事項の届出があった。

令和3年5月7日

大船渡市長 戸田 公明

1 届出事項の概要

(1) 届出者 株式会社マイヤ、DCM株式会社及び大和リース株式会社

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称：キャッセン大船渡ショッピングセンター

所在地：大船渡市大船渡町字野々田156番地19

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の所在地

変更前：大船渡市都市計画事業

大船渡駅周辺地区土地区画整理事業仮換地44-1街区、44-2街区

変更後：大船渡市大船渡町字野々田156番地19

イ 大規模小売店舗において、小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(ア) 株式会社マイヤ（変更事項：代表者氏名）

変更前：代表取締役 米谷春夫

変更後：代表取締役 井原良幸

(イ) DCM株式会社（変更事項：小売業を行う者の名称及び住所）

変更前：DCMホームック株式会社

北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号

変更後：DCM株式会社

東京都品川区南大井六丁目22番7号

(ウ) 大和リース株式会社（変更事項：代表者氏名）

変更前：代表取締役社長 森田俊作

変更後：代表取締役社長 北 哲弥

(4) 変更年月日

ア 令和元年11月25日

イ(ア) 令和元年6月13日

(イ) 令和3年3月1日

(ウ) 令和3年4月1日

(5) 変更の理由

ア 換地処分公告に伴う住所変更のため

イ(ア) 代表者変更のため

(イ) 会社統合による小売業者変更のため

(ウ) 代表者変更のため

2 届出年月日

令和3年5月7日

3 縦覧場所

商工港湾部商工課